

議会改革実行委員会日程

平成27年 1月13日(火)

場 所 : 委員会室

- 1 【議長諮問事項5】その他 会派の代表的議員に付与される質問時間10分間の取り扱いについて
- 2 議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項
- 3 委員からの提案に関する事項
- 4 その他

1 【議長諮問事項 5】 その他 会派の代表的議員に付与される質問時間 10 分間の取り扱いについて

【木村委員長】 前回 11 月 17 日、第 10 回の本委員会において、各会派に付与された質問時間 10 分間の加算をやめるのであれば、一般質問の 1 人当たりの時間を 30 分から 35 分にすることで本委員会の意見の一致ができないかとの提案があり、新政クラブ、公明党が会派への持ち帰りとして本日の委員会において、その結果を報告することとなっていた。両会派から会派内で協議した結果について伺いたい。

【中村（一）副委員長】 そもそも、会派の代表的議員に付与される質問時間 10 分間の取り扱いの課題は、新政クラブの大谷代表から各派代表者会に提起された問題である。大谷代表に当時の意向を再確認したところ、10 分間加算は各会派の代表的質問者に与えられるとされているが、本当に各会派の代表的質問に対して使われているのかが疑問というところであった。現状では、ただ単に各会派に 10 分間の加算が行われ、会派のうちの 1 名が 10 分間多く一般質問ができるだけであり、当初の代表的質問という意義を失っている。そうであれば、10 分間の加算は廃止にしたほうがよいとの考えであり、もし会派の代表的質問であるならば会派の規模も異なるので、それに見合った公平な時間で付与すべきであり、単純に 10 分間の付与を廃止して 1 人 30 分から 35 分の持ち時間にすればよいという趣旨のものではないとのことであった。事実上、代表的な質問として使われていないのであれば 10 分間の加算を廃止して、一般質問については一律 30 分の持ち時間でよいということであり、これが新政クラブの結論である。

【木村委員長】 公明党はどうか。

【吉澤委員】 公明党は全会一致になるのであれば、代表的質問者に付与される 10 分間を廃して一律 35 分にしてもよいとの結論であり、柔軟に対応したい。

【木村委員長】 公明党は一般質問の時間を一律 35 分とする案を受け入れるとのことだが、新政クラブは趣旨が異なっており代表的質問者に付与される 10 分間を廃止して、一律 30 分にすると結論である。他の会派からは代表的質問者に付与される 10 分間を廃止して一律 35 分とする案でなければ、質問時間が減ることになるので受け入れられないとの意見があった。

全会一致に至らないため、本件については従来どおりということになる。事務局から今の結果を取りまとめて説明させる。

【議事担当係長】 全会一致の結論に至らなかったもので、本件については現行のとおり取り扱いとなる。議員 1 名の一般質問の持ち時間 30 分とし、会派の代表的議員にはさらに 10 分間付与することとなる。

【木村委員長】 議題 1 については従来どおりとすることよろしいか。

全 員 了 承

2 議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項

【木村委員長】 この議題については、一部の委員から意見があるように聞いているので、2と3の議題の順番を入れ替えさせてもらっている。議会基本条例第22条では、「議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。」となっている。実際の検証については改選を経た来期に行うこととなると思うが、各委員において意見や特に次期に申し送りとしたい事項等があれば意見を伺いたい。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとでは、本条例について一部不完全な部分が残されていると考えている。現在の条例については市長の反問権や一般質問での一問一答に関するものが全く抜けている。これは条文の作成をした議会基本条例検討協議会の中で合意に至らなかったことがその原因である。来期の本条例の検証においては、これらのことを取り上げてもらいたいと考えているので、皆さんの同意を得て次期申し送り事項としたい。

【木村委員長】 ほかに意見はあるか。

【井上委員】 議会基本条例検討協議会の協議の中で旧13条と呼ばれていた一般質問にかかわる項目そのものが削除されてしまった経緯がある。

【木村委員長】 一般質問の一問一答に関する事か。

【井上委員】 一問一答を選択できるという話がぎりぎりまでされていたが、そういった中身の話ではなく、議会基本条例の中に一般質問にかかわる項目が必要ではないかということに次期の検証の際には申し送り事項として話し合っしてほしい。

【木村委員長】 ほかになければ本件については、出された意見を事務局で取りまとめた上、次期申し送り事項として次回に資料として確認することとしたい。この件については以上でよろしいか。

全 員 了 承

3 委員からの提案に関する事項

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 これまで協議してきた事項以外に委員から提案があれば会派内において協議をした上で委員長宛てに文書による提出をお願いしたい。提出期限は1月20日（火）とし、期日までに事務局に提出をお願いしたい。

【木村委員長】 会派内で意見を集約して1月20日（火）までに事務局に提出してほしい。最後の本委員会である1月26日（月）に取りまとめたものを皆さんに提示する。

【赤嶺委員】 申し送る事項を提案するのか。それとも本委員会内で次の日

程で審議する内容を取りまとめるのか。

【議事担当係長】 この後、その他の議題としてお話しする予定の次回の説明についてと重複する部分があるが、本委員会を本日を除くと次回が最終回となる。委員からの提案事項について1月20日（火）までに提出していただき、委員長と調整の上、取りまとめたものを最終回に日程1として皆さんに紹介をする。その場で説明、質疑応答、可能であれば協議まで行いたい。実際の流れとしては協議、決定まではなかなか難しいのではないかと考えており、紹介から意見交換までは行いたいと考えている。結論に至らなかったものは結果として次期への申し送りとなる。

【赤嶺委員】 平成23年度の代表者会における議会改革案の取りまとめや議会基本条例検討協議会の中の素案取りまとめの際に各会派からかなりの量の提案が出た。同じようなものと捉えてよいのか。

【議事担当係長】 本委員会のこれまでの進行が順調に進んでいて、開催日がまだ数回残されているのであれば協議までできたと思うが、最終回しか残されていない現状で、提案の件数が多く出た場合に協議しきれない可能性はある。次期において検討すべきと各会派で考えられるものについては委員長宛てに提出をお願いしたい。

【赤嶺委員】 次期に申し送ることを前提に提案をするのか。

【議事担当係長】 提案件数にもよるが、件数が多ければ申し送ることを前提とした提案となる場合も可能性としてはあるものと考えている。

【赤嶺委員】 了解した。

【木村委員長】 会派から提案されたものについては、内容の説明や質疑、意見交換をするためのいくらかの時間は次回確保したい。内容的に明らかに申し送りとするには難しい提案については外すことになるのか。

【議事担当係長】 それは次回の本委員会での協議の結果次第である。

【宮応委員】 具体的には申し送りとなる提案の方が多い。誰もが異論のない提案であるならば合意になるのだろうが、ほとんど各会派が提案内容を説明し、次期申し送りになる見込みと捉えているのか。

【議事担当係長】 そのような可能性が高いと考えている。

【赤嶺委員】 最終回での提案である。提案後、改選されて次期開催を迎えたときに提案に対して全く逆の考え方の会派があったり、その提案が取り下げられてしまうことはないのか。来期も同じ構成になるとは思えない。やはりそこには変化があると思う。

【宮応委員】 それはそれでよい。誰が議員になるかはわからない。

【吉澤委員】 やむを得ないことである。

【木村委員長】 話の流れはそのときによるだろう。

【赤嶺委員】 そうするとどういう形で申し送りにするのか。

【河崎委員】 極端に言えば、次期では申し送り事項について同意されず、新たな議論となることもあるかもしれない。

【赤嶺委員】 今期の最終的な意見として形をつくることと捉えてよいのか。

【河崎委員】 そうだろう。

【木村委員長】 最終回という時期の申し送り事項として、ふさわしくないものも出る可能性もあるが許される時間の範囲内で、ある程度意見交換を行い協議を行うことになるだろう。結論の出ないものは次期申し送りとなるかもしれない。

【河崎委員】 今期の委員の思いとしては、さらにこのような改革が必要だと思っていたが新たな議員のメンバーにおいて、それを引き継ごうという人も同意できないという人も出てくるので、その中で新たに議論をするということだろう。

【木村委員長】 ほかになければ本件については会派で取りまとめの上、1月20日（火）までに提出することによってよろしいか。

全 員 了 承

4 その他

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 今の話と重複する部分もあるが、今回は1月26日（月）13時、最終回となる。当日の細かな進行については、委員長に最終的に相談してからの決定となるが、概要として説明すると、この日の日程1としては委員からの提案に関する事項、これについて紹介し、提案数にもよるが意見交換、協議、決定までできれば決定を行い、そこまで至らない事項については次期への申し送りを協議していただく。この日の主なお願いとして本委員会が昨年6月から協議してきた結果等について、最終的に議長への報告書を作成する必要がある。これについては事前に委員長に相談をした上で、報告書案をあらかじめ作成して、この日に委員各位に提示させていただく。そこで協議、決定までをお願いすることになると考えている。

【木村委員長】 本件については以上のとおりでよろしいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 ほかになければ、本日はこれで終了する。

午後1時21分 閉会